

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

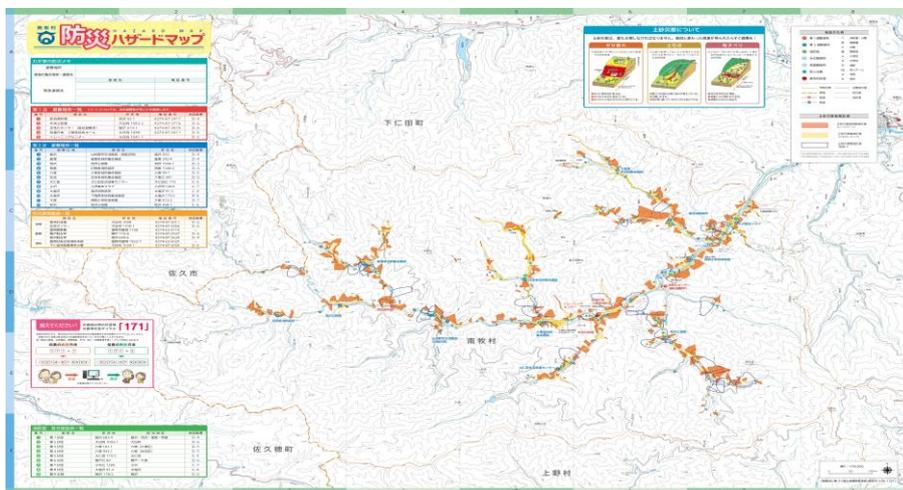
(土砂災害：南牧村ハザードマップ)

南牧村のハザードマップによると、当会が立地する地域では、がけ崩れ、土砂災害、地滑りが起きる可能性がある、特に小沢地区においては交通がマヒする危険性が高い。

(下記ハザードマップ オレンジ：土砂災害特別警戒区域 イエロー：土砂災害警戒区域)

(洪水：南牧村ハザードマップ)

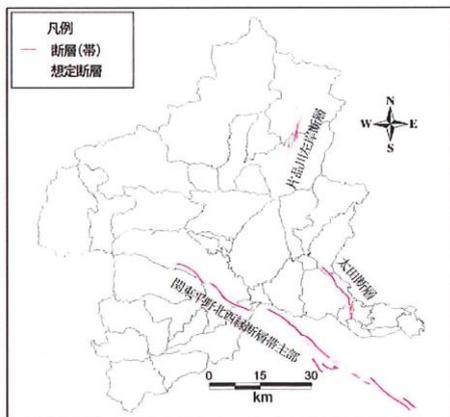
南牧村ハザードマップによると、当村の主要河川である南牧川による洪水被害は想定されていない。



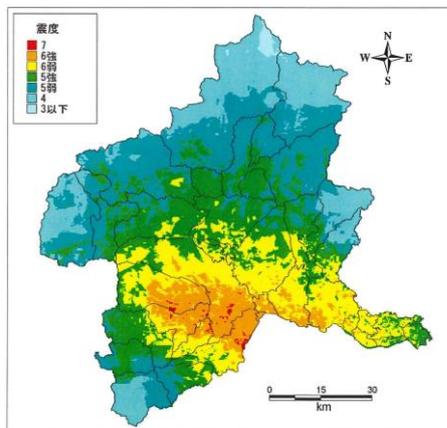
(地震：J-SHIS)

南牧村は比較的、地震の影響が少ない地域に指定されているが、群馬県が実施した「地震被害想定調査」(平成24年6月)の予測結果によると、南牧村で想定される強い地震は「関東平野北西縁断層帯主部」「片品川左岸断層」「太田断層」であり、最も大きな影響を受ける地震は関東平野北西縁断層帯主部で震度5強が想定されている。

被害としては、建物損壊や上下水道の破損などライフラインへの影響などが予想される。



被害想定を行う3つの断層(帯)と想定断層の位置図
資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成24年6月、群馬県)



関東平野北西縁断層帯主部による地震(マグニチュード8.1)

(感染症:新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、有効な対処方法が存在しない感染症が発生した場合には、全国的かつ急速な蔓延により、南牧村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 101
- ・小規模事業者数 97

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	26	26	村内に広く営業している
	製造業	28	24	
	卸売業	2	2	大塩沢地区、小沢地区
	小売業	10	10	県道沿いに店舗が分布
	飲食・宿泊業	14	14	村内全域に分布している
	サービス業	14	14	村内全域に分布している
	その他	7	7	

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施、ハザードマップの作成
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・「事業継続計画」の策定、会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ぐんま共済協同組合と連携した損害保険の加入促進
- ・南牧村が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人数が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、当会と当村において本計画を把握並びに整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、南牧村地域防災計画や南牧村ハザードマップ、群馬県水害リスク想定マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、地区内事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について地区内事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 地区内事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会事業継続計画の作成

- ・ 当会は、平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 本会と協力体制にある損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称)南牧村事業継続力強化支援協議会（構成員：南牧村商工会、南牧村等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（令和元年台風19号・平成23年東北地方太平洋沖地震等と同規模）が発生

したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南牧村における感染症対策本部設置に基づき南牧村商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「土砂流入」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「土砂流入」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

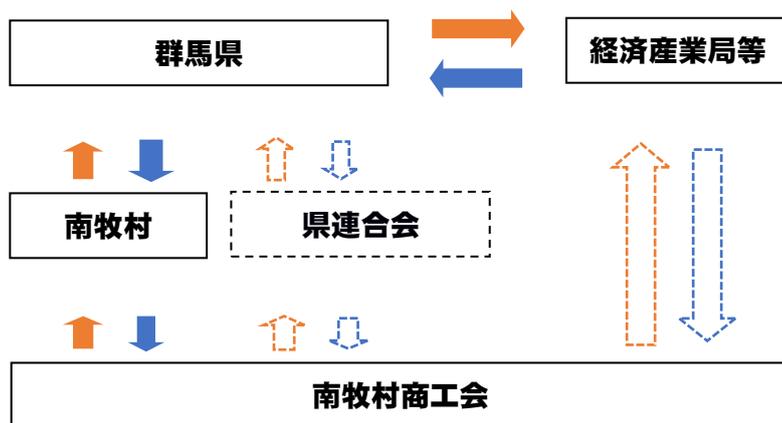
発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する。

- ・南牧村で取りまとめた「南牧村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、南牧村の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・ 当会と南牧村と情報を共有した上で、当会（もしくは南牧村）が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県に報告する。但し、状況によっては当会又は南牧から直接、群馬県へ報告を行う。

(連絡ルート)



塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとして記載。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、南牧村と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

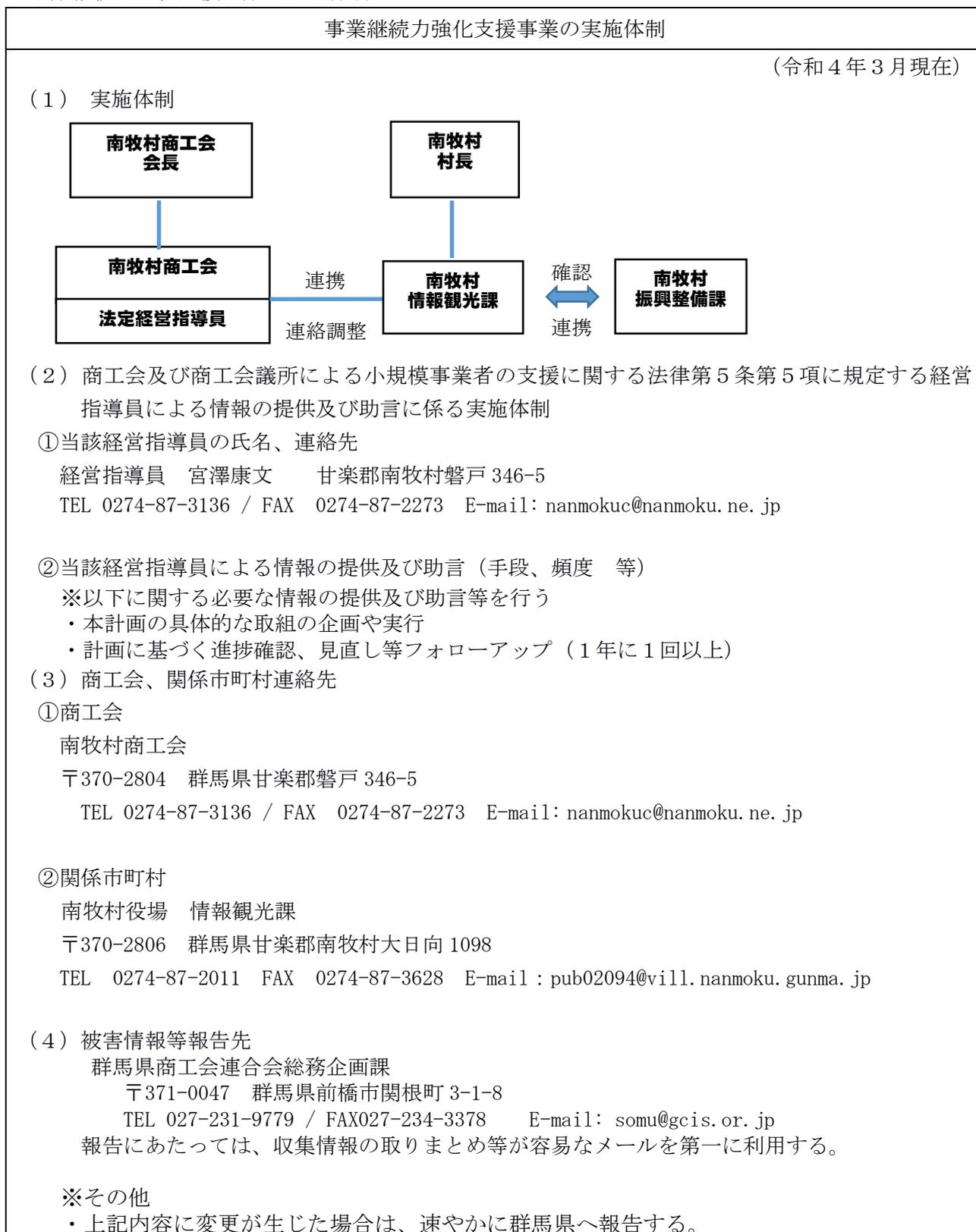
- ・ 国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	20	135	135	135	135
・セミナー開催費	0	50	50	50	50
・専門家派遣費	0	50	50	50	50
・チラシ等作製費	15	25	25	25	25
・その他経費 (感染症対策他)	5	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南牧村補助金、群馬県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者名	
1) 株式会社 日本政策金融公庫 住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 代表者：総裁 田中 一穂 2) ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝	
連携して実施する事業の内容	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援	
連携して事業を実施する者の役割	
連携者名	役割
1 株式会社 日本政策金融公庫 高崎支店 住所：〒370-0826 高崎市連雀町81 2 ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内

連携体制図等

